

第15号議案

平成30年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	424人	年間	154,760人
外来	1日平均	1,036人	年間	252,784人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	241人	年間	87,965人
外来	1日平均	302人	年間	73,688人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	109人	年間	39,785人
外来	1日平均	218人	年間	53,192人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	123,435千円
第1項 医業外収益	123,435千円
第2款 中央病院事業収益	19,702,932千円
第1項 医業収益	16,430,338千円
第2項 医業外収益	3,262,594千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,194,411千円
第1項 医業収益	3,104,858千円
第2項 医業外収益	1,088,553千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,299,636千円
第1項 医業収益	36,137千円
第2項 医業外収益	1,262,499千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	123,435千円
第1項 医業費用	120,434千円
第2項 医業外費用	10千円
第3項 特別損失	2,991千円
第2款 中央病院事業費用	19,466,582千円
第1項 医業費用	19,306,396千円
第2項 医業外費用	140,186千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,202,323千円
第1項 医業費用	4,117,250千円
第2項 医業外費用	58,706千円
第3項 特別損失	25,367千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,255,579千円
第1項 医業費用	1,190,006千円
第2項 医業外費用	63,573千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,193,888千円は、過年度分損益勘定留保資金170,128千円及び当年度分損益勘定留保資金1,023,760千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,044,123千円
第1項 企業債	599,900千円
第2項 負担金	434,223千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	129,703千円
第1項 企業債	27,900千円
第2項 負担金	101,497千円
第3項 国庫補助金	306千円
第3款 こども病院資本的収入	417,590千円

第1項 企業債	220,400千円
第2項 負担金	196,937千円
第3項 国庫補助金	253千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	1,875,556千円
第1項 建設改良費	1,083,453千円
第2項 償還金	786,343千円
第3項 投資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	248,536千円
第1項 建設改良費	44,961千円
第2項 償還金	203,395千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	661,212千円
第1項 建設改良費	220,734千円
第2項 償還金	440,478千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 599,900	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利 5.0 パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	27,900			
県立こども病院整備事業	220,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,091,680千円

(2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	2,879,654千円
給食材料	52,183千円
燃料	46,924千円
計	2,978,761千円

2 こころの医療センター事業

薬品	165,002千円
診療材料	32,923千円
燃料	941千円
計	198,866千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機器	磁気共鳴断層撮影装置	1 式

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦